

令和5年9月13日

松田 幹雄 様

陳情書について

平素は大阪市会にご理解、ご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

令和5年9月7日付けで提出いただいた「【令和2年（行ウ）第124号賃金請求事件】（コロナ在宅勤務不払い裁判）の2023年5月17日大阪地裁判決に対する大阪市の控訴の経過を調査し、控訴取り下げの検討を求める陳情書」につきましては、陳情書の取扱い等を定めた「市会運営に関する議事関係申し合わせ事項」において、「訴訟係属中の裁判に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの」については委員会に付託しないとしていることから、大阪市会会議規則第65条に基づき、委員会に付託しないものとなりました。

ご不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせいただきますよう、よろしく願いいたします。

大阪市会事務局 議事担当
平田、谷
(TEL : 06-6208-8681)